

Ⅱ 令和4年度における政策評価の取組

1 政策形成・評価に関する改革の取組

社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効である。

そうした課題認識から、政策評価審議会（会長：岡素之 住友商事株式会社特別顧問。以下「審議会」という。）において、政策評価制度の改革の方向について議論を行い、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」（令和4年5月31日政策評価審議会）が取りまとめられた。

提言の実現に向け、令和4年6月、総務大臣から審議会に対し、具体的方策についての諮問を行い、同年12月には、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申」（令和4年12月21日政策評価審議会。以下「審議会答申」という。）が取りまとめられた。

審議会答申を踏まえ、令和5年3月、各府省が政策評価の計画を策定する際の指針を定める基本方針の一部を変更する閣議決定を行った（図1）。

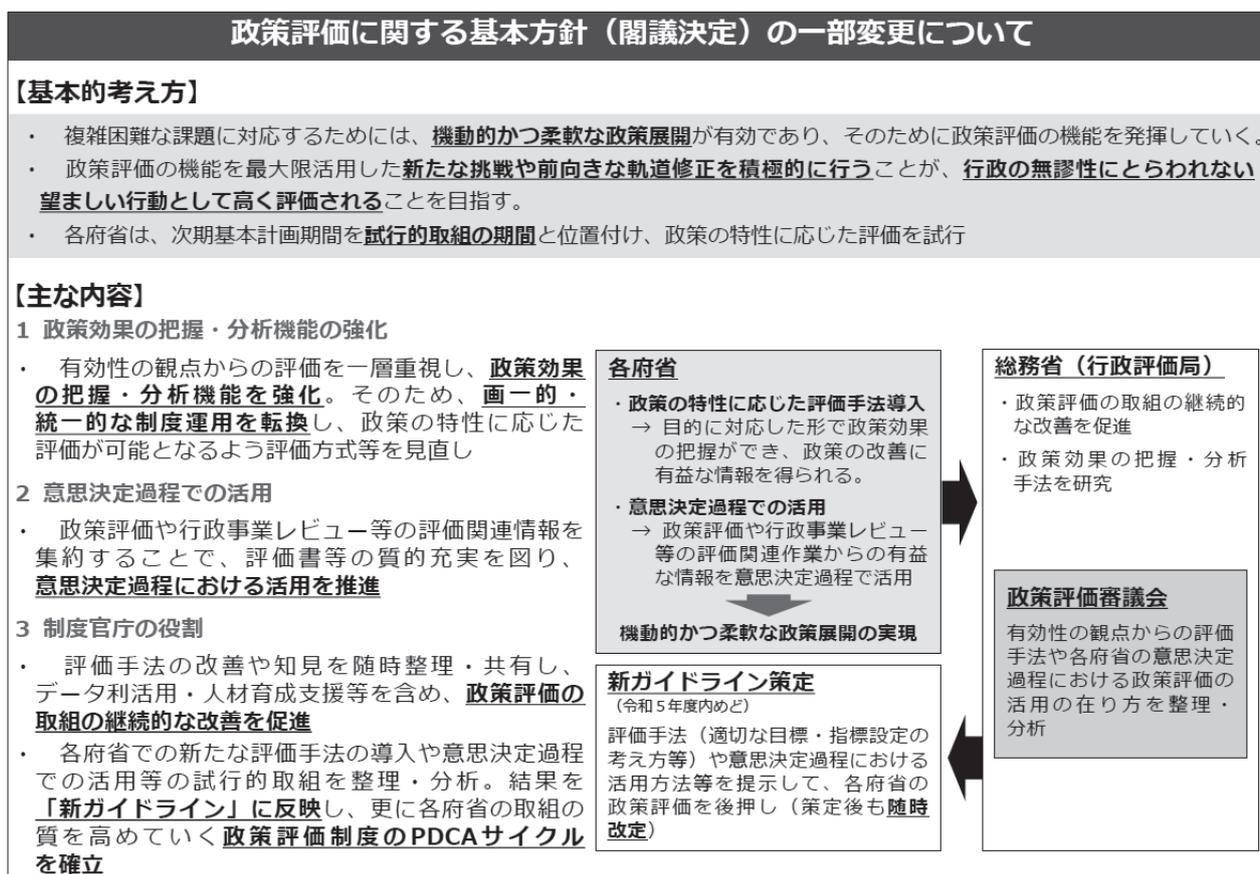
今般の基本方針の変更では、機動的かつ柔軟な政策展開に必要となる、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくという政策評価が本来果たすべき機能を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指すべき姿として位置付けた。今後、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能を強化するために、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むこと、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することを推進することとしている。

そして、①有効性の観点からの評価を充実させるためには、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択が必要であり、従来採用してきた評価手法にとらわれることなく、時代の変化に応じた新たな評価手法を模索していくことが重要であることから、画一的・統一的な制度運用を転換し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直すとともに、②政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の意思決定過程における活用の在り方について、評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、意思決定過程における活用を推進することとした。また、各府省の長が基本方針を踏まえて初めて策定する基本計画の期間を試行的取組の期間と位置付け、各府省における新たな評価手法の導入などの創意工夫の余地を拡大することとした。

総務省は、実例を基に、様々な分析手法を活用しながら政策効果の把握・分析を実践し、実務上の課題を整理し、分析手法についての知見や実践的ノウハウを蓄積・整理していく。その際、意思決定に必要となる「エビデンスの水準」や分析手法等について、審議会での議論も踏まえて整理を行い、令和5年度内をめどに、技術的なガイドラインを策定する。その後も随時見直しを行い、政策評価の品質を高める観点から、政策評価制度のPDCAサイクルを回すことにより各府省における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たす。

また、各府省における政策効果の把握・分析のための統計の整備やデータ利活用の技術的支援に取り組むとともに、各府省の政策評価の取組の質を高める人材の育成を図るため、蓄積した知見・ノウハウをいかして政策評価・立案能力の向上に資する実践的な研修の実施、各府省の職員が通年で視聴できるWeb講座の仕組みの導入に取り組んでいく。

図1 基本方針の一部を変更する閣議決定の概要



2 その他の取組

(1) 実証的共同研究

総務省行政評価局では、平成30年度から、各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押しするため、各府省及び学識経験者と連携して実証的共同研究（以下「共同研究」という。）を実施している。

（「刑務所における就労支援希望の申し出促進策」に関する研究（令和4年度実施）の概要）

我が国では、再入所者のうち約7割が再犯時に無職であるなど、就労は再犯防止に極めて重要であり、法務省は、受刑者の就労支援を行っているが、稼働能力があり、出所後の就労先の見込みがないにもかかわらず就労支援を受けない者もいることが課題となっている。

本共同研究では、就労支援が周知されてから受刑者が就労支援を受けるまでのポ

トルネック等を把握し、就労支援を受けることを促す効果的な取組を検討し、試行的に実施してその効果を把握・分析し、今後の就労支援の取組に関する示唆を得ることを目的とした。

まず、ボトルネック等の把握のため、施設職員等にヒアリングを行った結果、受刑者が就労支援を受けない理由として、就労支援の理解が十分でない者や出所後の就労の見通しが甘い者がいること等を把握した。

この結果を踏まえ、このような者に対応した「就労支援を受けた方が良い理由」を記載したチラシを作成し、チラシを配布する群と配布しない群に分けてチラシの効果を検証した。その結果、当該チラシには理解促進に一定の効果があることを確認した。一方、就労支援を受ける意欲を向上させられるかどうかは分からなかった。

他方、本共同研究を通じて、就労支援を受けない者へのアプローチ方法など、就労支援を受けることの促進に関する様々な示唆も得られた。また、E B P Mの実践に当たっては、分析の結果だけにとらわれることなく、施策の見直しや改善に向けたヒントが得られる貴重な機会として取り組んでいくことが重要である等の示唆が得られた。

詳細は、総務省ホームページ（総務省行政評価局が取り組むE B P M）参照
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)

(2) 各府省の政策評価担当者等に対する研修

総務省は、政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、各府省や地方公共団体の政策評価担当者等を対象として、政策評価に関する研修（政策評価に関する統一研修）を毎年度実施している。

（令和4年度政策評価に関する統一研修の概要）

令和4年度は、審議会答申などの一連の政策評価制度の見直しに関し、社会が激変する時代において直面する課題を解決するための的確で迅速な政策評価とその政策への反映などについて解説を行ったほか、中央統計機構（総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所等）の協力の下で、政策の企画立案に積極的に活用するデータ駆動型アプローチや、POSデータ（Point of Sales：販売時点情報）などのビッグデータについてなど、今後の政策評価を行う上で参考となる情報の提供を行った。

詳細は、総務省ホームページ（政策評価に関する研修等）参照
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_forum.html)